

クラウド録画カメラサービス「coomonita（コモニタ）」利用規約 【現改比較表】 2026年8月1日現在	
～2026年7月31日	2026年8月1日～
第1条 適用 本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、NTT ドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。）の提供するサービスである「coomonita」（以下「本サービス」といいます。）（第2条に定義）の利用に関する当社と登録ユーザー（第2条に定義）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、登録ユーザーと当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。当社が当社ウェブサイト（第2条に定義）で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。 第2条 定義 本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。 「映像データ」とは、対応ハードウェアを利用して撮影された動画、静止画その他の映像データ（GPS 位置情報等の映像データに付随するデータを含みます）を意味します。 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」といいます。）第2条第1項に定める個人情報を意味します。 「対応ハードウェア」とは、当社が登録ユーザーに販売又は貸与する、本サービスを利用するためのネットワークカメラその他のハードウェアを意味し、第5条第1項に定める利用料金に掲載される物品のことをいいます。 「レンタル品」とは、対応ハードウェアのうち、当社が登録ユーザーに貸与する物品のことをいいます。 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「https://www.ntt.com/sol-coomonita.html」である当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。 <u>「登録希望者」とは、第3条において定義された「登録希望者」を意味します。</u> 「登録情報」とは、第3条において定義された「登録情報」を意味します。 「登録ユーザー」とは、<u>第3条に基づき</u>本サービスの利用者としての登録がなされた法	第1条 （略） 第2条 定義 （略） 1～6（略） 7. <u>削除</u> 8 （略） 9. 「登録ユーザー」とは、本サービスの利用者としての登録がなされた法人を意味します。

人を意味します。 10. 「本サービス」とは、当社が提供する「coomonita」という名称のクラウド型レコーディングサービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）及び対応ハードウェアの提供を意味します。 11. 「利用契約」とは、第3条第4項に定義される「利用契約」を意味します。 12. 「保証サービス」とは、「Safie Pocket 通常レンタル料 Safie Pocket2 保証有」及び「Safie Pocket2 長期レンタル料 Safie Pocket2 保証有」プランに適用され、当社以外の責めに帰すべき事由に起因してレンタル品が正常に動作しない場合でかつ登録ユーザーが希望するときに、当社が本規約に定めるところに従い当該故障等に係る修理・交換等を無償で提供するサービスのことを意味します。 第3条 登録 1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。 2. 登録の申請は必ず本サービスを利用する法人自身が行わなければならない、当社が別途認めた場合を除き、代理人による登録申請は認められません。また、登録希望者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。 3. 当社は、第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。 (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合 (2) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合 (3) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合 (4) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合 (5) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき (6) 登録希望者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費	10（略） 11. 「利用契約」とは、第4条第1項に定義される「利用契約」を意味します。 12（略） 第3条 登録 1. 削除 2. 削除 3. 削除
---	--

<u>用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき</u> (7) <u>登録希望者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき</u> (8) <u>登録希望者の所在地が日本国外の場合</u> (9) <u>その他、当社が登録を適当でないと判断した場合</u> 4. <u>当社は、前項その他当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知します。かかる通知により登録希望者の登録ユーザーとしての登録は完了し、当社が指定する利用開始日をもって本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約（以下「利用契約」といいます。）が登録ユーザーと当社間に成立します。</u> 5. <u>レンタル品を利用する場合の利用契約の契約期間（以下「レンタル利用期間」といいます。）は、レンタル品の引渡し日にかかわらず、利用開始日を含む月の1日を開始日とし、1か月単位で定めるものとします。解約その他の理由により月の途中で利用契約が終了した場合においても、利用料金の日割り計算は行わないものとします。保証サービスは、第1項に定める新規登録申請時においてのみ申込みをすることができるものとし、利用契約の成立時に保証サービスの利用にかかる契約が当社と登録ユーザーの間に成立します。保証サービスの有効期間は、利用契約のレンタル利用期間と同一とし、レンタル利用期間が更新又は延長された場合には、保証サービスも自動的に同期間更新又は延長されるものとします。</u> 6. <u>登録ユーザーがレンタル品を利用する場合、当社は利用契約に基づき登録ユーザーに対しレンタル品を貸与し、登録ユーザーはこれを借り受けます。登録ユーザーは、前項に定めるレンタル利用期間の中で本サービスを利用できるものとします。</u> 7. <u>登録ユーザーは、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。</u> 8. <u>当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第4項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により登録希望者が被った損害についての責任を負わないものとし、登録希望者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。</u> 9. <u>当社が申込みを承諾しない場合には、当社は登録希望者に対しその旨を通知します。</u>	4. <u>削除</u> 5. <u>削除</u> 6. <u>削除</u> 7. 登録ユーザーは、<u>当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）</u>に変更があった場合は、遅滞なく、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。 8. <u>削除</u> 9. <u>削除</u>
---	---

第4条 登録ユーザーによる利用契約の解約等

- 登録ユーザーは、[利用契約](#)の成立後に利用契約の全部もしくは一部の解約を申し出る場合には、解約の1か月前までに登録ユーザーから当社指定の書面により申し出を行うこととします。登録ユーザーの都合により利用契約の全部もしくは一部の解約が発生した場合または登録ユーザーの責任に帰する事由により利用契約が解約された場合には、登録ユーザーは、当社に対し、解約日を含む月末までの本サービスの利用料金を支払うものとします。ただし解約日が第5条に定める初月無料期間中の場合には、その翌料金月の末日までの期間について料金の支払を要します。
- 前項に関わらず、第5条第1項で定める利用料金にて指定する本サービスの一部について、当社が登録ユーザーに本サービスの提供を開始した日から起算して第5条第1項で定める利用料金で指定する最低利用期間（以下「違約金発生期間」といいます。）内に登録ユーザーが本サービスに係る契約を解約する場合は、当社が指定する料金を当社が別途指定する支払期日までに一括して支払うものとします。
- レンタル品を利用する場合、登録ユーザーは、[レンタル利用期間](#)満了又は利用契約の解約により利用契約が終了したときは、利用契約終了日の翌日から起算して3営業日以内にレンタル品を原状に復した上で当社が指定する場所に返却するものとします。なお、返却されたレンタル品に対する登録ユーザーの原状回復義務の完了または未完了は当社の判断によるものとします。当社は、登録ユーザーから返却されたレンタル品の原状回復義務の履行が未完了であると判断した場合、当社の裁量により当該レンタル品の原状回復を行うものとし、登録ユーザーは当社の請求に基づきその費用を負担するものとします。登録ユーザーが原状回復したレンタル品を当社が指定する場所に返却するまで、又は当社がレンタル品の原状回復を行いその費用の支払いを登録ユーザーが完了するまで、レンタル利用期間は自動的に1か月延長したものとみなされ、登録ユーザーは1か月分の利用料金を支払うものとします。延長されたレンタル利用期間満了時も同様とし、返却又は支払が確認できない限りレンタル利用期間が自動的に延長するものとします。

第5条 料金及び支払方法

- 登録ユーザーは、本サービスの利用料金として、下記のURLにおいて定める利用料金を、当社が定める支払方法により支払うものとします。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算します。

第4条 登録ユーザーによる利用契約の解約等

- 登録ユーザーは、[本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約（以下「利用契約」といいます。）](#)の成立後に利用契約の全部もしくは一部の解約を申し出る場合には、解約の1か月前までに登録ユーザーから当社指定の書面により申し出を行うこととします。登録ユーザーの都合により利用契約の全部もしくは一部の解約が発生した場合または登録ユーザーの責任に帰する事由により利用契約が解約された場合には、登録ユーザーは、当社に対し、解約日を含む月末までの本サービスの利用料金を支払うものとします。ただし解約日が第5条に定める初月無料期間中の場合には、その翌料金月の末日までの期間について料金の支払を要します。
- （略）
- レンタル品を利用する場合、登録ユーザーは、[レンタル品を利用する場合の利用契約の契約期間（以下「レンタル利用期間」といいます。）](#)満了又は利用契約の解約により利用契約が終了したときは、利用契約終了日の翌日から起算して3営業日以内にレンタル品を原状に復した上で当社が指定する場所に返却するものとします。なお、返却されたレンタル品に対する登録ユーザーの原状回復義務の完了または未完了は当社の判断によるものとします。当社は、登録ユーザーから返却されたレンタル品の原状回復義務の履行が未完了であると判断した場合、当社の裁量により当該レンタル品の原状回復を行うものとし、登録ユーザーは当社の請求に基づきその費用を負担するものとします。登録ユーザーが原状回復したレンタル品を当社が指定する場所に返却するまで、又は当社がレンタル品の原状回復を行いその費用の支払いを登録ユーザーが完了するまで、レンタル利用期間は自動的に1か月延長したものとみなされ、登録ユーザーは1か月分の利用料金を支払うものとします。延長されたレンタル利用期間満了時も同様とし、返却又は支払が確認できない限りレンタル利用期間が自動的に延長するものとします。

第5条 料金及び支払方法

- 1～3（略）

https://www.ntt.com/content/dam/nttcom/hq/jp/business/solutions/enterprise-application-management/coomonita/pdf/pricelist.pdf 2. 前項に定める利用料金における「初月無料」の場合、登録ユーザーは、本規約に基づいて当社が登録ユーザーに本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解約があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、毎月 1 日から末日までの間をいいます。 3. 第 1 項に定める利用料金における「初月有料」の場合、登録ユーザーは、本規約に基づいて当社が登録ユーザーに本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解約があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。 4. <u>登録ユーザーが当社指定の方法に従い契約中のプランを変更したい旨を当社に申し出た場合、当社が応諾したときはその申出のあった日を含む月の翌々月より変更後のプランを利用できるものとし、利用を開始した当該月より変更後プランの利用料をいただきます。また変更及び解約並びに停止時には登録ユーザーは当社が別途定める手数料を支払う場合があります。</u> 5. 第 1 項に定める利用料金における「初回のみ課金」の場合、登録ユーザーは第 10 条に則り料金の支払を要します。 6. 第 1 項に定める利用料金における「基本サービス」及び「オプションサービス」の利用契約（変更を除く）を同日に締結した場合は、「オプションサービス」は初月無料として取扱い、「基本サービス」及び「オプションサービス」の利用契約を各々異なる日に締結した場合は、「オプションサービス」は初月有料として取り扱う場合があります。 7. 前項の規定にかかわらず、登録ユーザーが別途当社の定める代理店の仲介により当社との間で利用契約を締結した場合及び登録ユーザーが別途当社の定める販売店から本サービスを購入した場合には、別途当社又は販売店との間で合意する利用料金を支払うものとしします。 8. 利用中止又は利用停止があったときは、登録ユーザーは、その期間中の料金の支払を要します。 9. 当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお登録ユーザーから支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとしま	4 <u>削除</u> 5～9（略）
--	----------------------------------

す。 第 6 条～第 26 条 （略） 附則（令和4年2月28日 A P S 2 サ00885811号） 1. この改正規約は令和4年3月1日から実施する。 附則（令和 7 年 6 月16日 C A S 企第000400007070-01号） 1. この改正規約は令和7年7月1日から実施する。	第 6 条～第 26 条 （略） 附則（令和4年2月28日 A P S 2 サ00885811号） 1. この改正規約は令和4年3月1日から実施する。 附則（令和 7 年 6 月16日 C A S 企第000400007070-01号） 1. この改正規約は令和7年7月1日から実施する。 <u>附則（令和 8 年 7 月28日 C A S 2 サ000400018832-01号）</u> <u>（実施期日）</u> 1. <u>この改正規約は、令和 8 年 8 月1日から実施する。</u> <u>（経過措置）</u> 2. <u>この改正規約実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとする。</u> 3. <u>この改正規約実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとする。</u>
---	---